

京都市立高等学校

教育課程編成要領

平成22年4月

京都市教育委員会

「京都市立高等学校教育課程編成要領」の位置付け

- 1 京都市立高等学校の管理運営に関する規則第9条に、「校長は、毎年度、高等学校学習指導要領及び教育委員会が別に定める基準に基づき、教育課程を編成するものとする。」と規定されている。
- 2 この「教育委員会が別に定める基準」のうち、最も基本となるものが「京都市立高等学校教育課程編成要領」であり、京都市立高等学校における基本方針、教育課程編成の枠組み、配慮事項等を示しており、これに基づき、各学校において具体的な教育課程を編成していくものである。

(国)

学 習 指 導 要 領

学校教育について一定の水準を確保するために、学校教育法等の法令に基づいて文部科学大臣が定めた教育課程の基準

(都道府県・市町村)

教育委員会が定める基準

京都市立高等学校
教育課程編成要領 等

教育委員会は、学校の教育課程に関する事務を管理、執行し、学校教育法、学習指導要領等の法令に違反しない限度において教育課程について必要な教育委員会規則を定める。(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第5号及び第33条第1項)

京都市立高等学校の管理運営に関する規則第9条
「校長は、…教育委員会が別に定める基準に基づき、教育課程を編成するものとする。」

(各学校)

教 育 課 程

校長が、教育課程に関する法令及び教育委員会が定める基準に従い、各教科・科目等について、教育の内容を授業時数等との関連において総合的に組織した学校の教育計画

ま え が き

京都市教育委員会は、平成21年3月9日の文部科学省令第3号による学校教育法施行規則の一部改正及び文部科学省告示第34号による高等学校学習指導要領の改正に基づく教育課程が平成25年度から実施されるに当たり、京都市立高等学校の教育課程の基準である「京都市立高等学校教育課程編成要領」を改訂しました。

21世紀は、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」の時代であると言われています。このような時代の中で、このたびの高等学校学習指導要領の改訂は、①教育基本法改正等で明確となった教育の基本の理念を踏まえ、「生きる力」を育成すること、②知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視すること、③道徳教育や体育などの充実により豊かな心や健やかな体を育成すること、を基本的な考え方として行われました。

本市では、生徒に豊かな人間性や社会性をはぐくむとともに、一人一人の個性を伸ばし、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」を培うため、教職員の熱意溢れる教育実践の下、各学校それぞれが創意工夫を凝らした教育活動を展開してきたところですが、今後さらに、10年先、20年先を見据え、京都の未来を切り拓く人材の育成を目指し、より一層魅力ある学校づくりに取り組んでいく必要があります。

本教育課程編成要領は、平成21年7月9日に教育長の諮問機関として設置いたしました京都市立高等学校教育課程調査検討委員会において、学校現場の先生方を中心に、新しい教育課程編成の在り方について様々な角度から積極的にご検討いただき、平成22年3月25日に提出されました検討結果のご報告を踏まえて改訂したものです。

各学校においては、学習指導要領改訂の趣旨と京都市の教育課題を踏まえ、この教育課程編成要領を基準として、教育課程の編成について一層の研究と理解を深めるとともに、生徒や生徒を取り巻く環境について現状と課題をしっかりと把握したうえで具体的な目標を設定し、その実現に向けて適切な教育課程を編成、実施してください。

平成22年4月

京都市教育委員会
教育長 高桑 三男

目 次

1 京都市立高等学校としての基本方針	1
(1) 「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和を重視し、「生きる力」を育成すること	
(2) 基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成の双方を重視するとともに、自発的・主体的な学習態度を養うこと	
(3) 人間としての在り方生き方に関する教育の充実を図り、人権を尊重する態度を養うこと	
(4) 国際社会に貢献する人材の育成を目指して、京都市立高等学校として特色ある教育を展開すること	
2 教育課程の内容に関する重点的事項	2
(1) 言語活動の充実	
(2) キャリア教育の推進	
(3) 道徳教育の推進	
3 教育課程の編成について	3
(1) 卒業までに必要な履修単位数と修得単位数	
(2) 各教科・科目の履修等	
(3) 各学科に共通する必履修教科・科目	
(4) 専門学科における各教科・科目の履修	
(5) 総合的な学習の時間	
(6) 学校設定科目及び学校設定教科	
(7) 年間の授業週数	
(8) 週当たりの授業時数	
(9) 授業の1単位時間	
(10) ホームルーム活動の授業時数	
(11) 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項	
(12) 中高一貫教育	
(13) 届出事項	
(14) 事前協議事項	
表1 各学科に共通する各教科・科目及び総合的な学習の時間並びに標準単位数	
表2 主として専門学科において開設される各教科・科目及び標準単位数	
附則	11
[参考]本編成要領が適用されるまでの間における取扱いについて	12

京都市立高等学校教育課程編成要領

1 京都市立高等学校としての基本方針

京都市は、長い歴史の中で培われた文化や学問、ものづくりのまちとしての特性を生かしつつ、「まちづくりは人づくりから」という人材育成に懸ける市民の熱意を受け、京都ならではの先進的な教育実践を積み重ねてきた。その中で、京都市立高等学校は、市民の期待と時代や社会の要請に応える魅力ある高校づくりに取り組み、各方面の第一線で活躍する多彩な人材を輩出してきた。今後とも、その歴史と伝統を継承すると同時に、未来を展望し、高等学校教育の更なる充実・発展に努めていく必要がある。

京都市立高等学校は、このような認識の下、学習指導要領の趣旨に基づき、生徒一人一人の個性を伸ばし、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」を育成しなければならない。そのためには、いかに社会が変化しようとも、自ら課題を発見し、その課題解決に向けて主体的・協同的に行動するとともに、積極的に社会に参画して未来を切り拓いていくうえで必要となる能力や資質・態度を総合的に育成するため、創意工夫を凝らした教育活動を展開していくことが重要である。

各学校においては、これらのことを踏まえ、「一人一人の子どもを徹底的に大切にする」本市教育の伝統に立ち、次の基本方針を具現化した教育課程を編成し、実施する。

(1) 「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和を重視し、「生きる力」を育成すること

自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断・行動し、他者と協同して課題を解決する意欲や資質・能力、自他を尊重し自然を愛する心や美しいものに感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力など、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」をはぐくむ。

(2) 基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成の双方を重視するとともに、自発的・主体的な学習態度を養うこと

「生きる力」の根幹をなす「確かな学力」の育成のため、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させることはもとより、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等をはぐくむことの双方を重視する。また、各教科において指導方法の創意工夫を図り、学習意欲を向上させ、自発的・主体的に学習する態度を養うとともに、教科横断的・総合的な探究活動を充実し、さらに専門的・発展的な内容に関する指導も行う。

(3) 人間としての在り方生き方に関する教育の充実を図り、人権を尊重する態度を養うこと
学校教育活動全体を通じて人間としての在り方生き方に関する教育を充実することにより、社会の一員としての自覚と公共心を高め、人権尊重を基盤とする精神や道徳的実践力を培うなど、社会人として自立するために必要な能力や意欲・態度を育成する。

(4) 国際社会に貢献する人材の育成を目指して、京都市立高等学校として特色ある教育を展開すること

自己の将来像を国際的視野でとらえ、日本社会の発展はもとより世界の諸課題の解決や文化の発展に貢献する人材の育成を目指す。そのために、国際性あふれる学術文化都市である京都の豊かな学習資源を活用して、ものづくりや環境教育など多面的な教育活動を展開し、京都の特性を生かした高等学校教育をさらに推進する。

2 教育課程の内容に関する重点的事項

(1) 言語活動の充実

学習の基盤となるものは、国語はもとより数式などをも含む広い意味での言語である。したがって、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等をはぐくむうえで、受信・思考・発信のプロセスを意識した言語活動を、すべての教科を通して充実させることが何よりも重要であり、全教職員の共通理解の下、意識的・計画的・組織的に言語活動の充実を目指した授業改善に取り組む。

(2) キャリア教育の推進

生徒一人一人が、生涯にわたり自己の在り方生き方について自ら考え、主体的に生きていくために必要となる能力や意欲・態度の育成を図る。また、他者と協同しながら課題を見つけ、課題解決や探究的な学習活動に主体的・創造的に取り組むことのできる生徒を育成する。そのために、自己の目指す将来の職業やその分野に関する知識・技能を習得させることはもとより、生涯にわたり目的意識を持って学び続けるための基盤を培う取組や、社会人として自立するために必要な能力や意欲・態度の育成につながる取組を推進するなど、教育活動全体を通じた組織的・体系的なキャリア教育を実践する。

(3) 道徳教育の推進

道徳教育は、人間としての在り方生き方の自覚を促し、よりよく生きていくための豊かな心や道徳性を育成することをねらいとする教育活動である。各学校においては、教育活動全体を通じて道徳教育を行い、地域との連携による体験活動やボランティア活動等を生かすなどして、社会の一員としての自覚に基づいて人間としての在り方生き方を主体的に探求し、豊かな自己形成ができる生徒を育成する。さらに、自然を愛する心や美しいものに感動する心などの豊かな感性をはぐくむとともに、自他の生命を尊重し、自主・自律や他者との協同を重んじる精神を涵養しつつ、人権を尊重し、よりよい社会を実現しようとする態度の育成を図る。

3 教育課程の編成について

(1) 卒業までに必要な履修単位数と修得単位数

ア 卒業までに履修させる単位数

卒業までに履修させる各教科・科目及び総合的な学習の時間の単位数の計は、74 単位以上とする。

イ 卒業までに修得させる単位数

卒業までに修得させる単位数は、74 単位以上とする。

(2) 各教科・科目の履修等

ア 各学科に共通する各教科・科目の標準単位数

各学校においては、表 1 に掲げる各教科・科目及びそれぞれの標準単位数を踏まえ、生徒に履修させる各教科・科目及びそれらの単位数について適切に定める。ただし、生徒の実態等を考慮し、特に必要がある場合には、標準単位数の標準の限度を超えて単位数を増加して配当することができる。

イ 主として専門学科において開設される各教科・科目

各学校においては、表 2 に掲げる主として専門学科において開設される各教科・科目及びそれぞれの標準単位数を踏まえ、生徒に履修させる各教科・科目及びその単位数について適切に定める。

ウ 分割履修

各学校においては、1 科目を 2 以上の年次にわたって履修させるときは、原則として、連続する年次に設定するものとし、各年次ごとに単位修得の認定を行う。また、単位修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる。

(3) 各学科に共通する必履修教科・科目

各学科に共通する必履修教科・科目は表 1 のとおりとし、表 1 に標準単位数として示された単位数を下らないこと。ただし、生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し、特に必要があると認められた場合には、標準単位数が 2 単位である必履修教科・科目を除き、その単位数の一部を減じることができる。なお、その場合も、当該科目の目標を実現できる範囲で行うことを前提とする。

(4) 専門学科における各教科・科目の履修

ア 専門学科においては、専門教科・科目（専門教育に関わる学校設定科目を含む。）について、すべての生徒に履修させる単位数は、25 単位を下らないこと。ただし、各学科の目標を達成するうえで、専門教科・科目以外の各教科・科目の履修により専門教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目以外の各教科・科目の単位を 5 単位まで上記の単位数に含めることができる。

イ 専門教科・科目の履修により各学科に共通する必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目の履修をもって、必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができる。

(5) 総合的な学習の時間

総合的な学習の時間については、すべての生徒に履修させるものとし、その単位数は、表1に掲げるとおり、3～6単位を標準とし、その単位数の下限を下らないものとする。ただし、特に必要があると認められ、学校設定教科・科目又は他の各教科・科目において、横断的・総合的な学習や探究的な学習が十分に行われる場合に限り、その単位数を2単位とすることができる。

なお、職業教育を主とする専門学科においては、総合的な学習の時間の履修をもって、「課題研究」の履修の一部又は全部に替えることができる。また、「課題研究」の履修をもって総合的な学習の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。ただし、相互の代替が可能とされるのは、「課題研究」を履修した成果が総合的な学習の時間の目標等からみても満足できると期待できる場合に限る。

(6) 学校設定科目及び学校設定教科

各学校においては、地域、学校及び生徒の実態、学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう、学校設定教科・科目を設けることができる。ただし、普通科においては、20単位を超えて卒業までに修得させる単位数に含めることができない。

ア 学校設定科目

学校設定科目の名称、目標、内容、単位数等については、その科目の属する教科の目標に基づき、各学校が定める。

イ 学校設定教科

学校設定教科及び当該教科に関する科目の名称、目標、内容、単位数等については、高等学校教育の目標及びその水準の維持等に十分配慮し、各学校が定める。

(7) 年間の授業週数

各教科・科目及びホームルーム活動の授業は、年間35週行うことを標準とし、必要がある場合には、各教科・科目及び総合的な学習の時間の授業を特定の学期又は期間（夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合も含む。）に行うことができる。

(8) 週当たりの授業時数

ア 全日制の課程における週当たりの授業時数は、30単位時間を標準とする。ただし、必要がある場合には、これを増加することができる。

イ 定時制の課程における週若しくは1日当たりの授業時数については、生徒の勤労や生活の状況等を考慮して、適切に定めるものとする。また、定時制の課程において、修業年限を3年として授業時数等を定めることもできる。

(9) 授業の1単位時間

各教科・科目，総合的な学習の時間及び特別活動（以下「各教科・科目等」という。）のそれぞれの授業の1単位時間は，各学校において，各教科・科目等の授業時数を確保しつつ，生徒の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して適切に定めるものとする。ただし，単位については，1単位時間を50分とし，35単位時間の授業を1単位として計算することを標準とする。

(10) ホームルーム活動の授業時数

ホームルーム活動の授業時数については，原則として年間35単位時間以上とする。ただし，定時制の課程においては，特別の事情がある場合には，その授業時間数の一部を減じ，又はホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないものとしてすることができる。

(11) 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

ア 選択履修の趣旨を生かした適切な教育課程編成

教育課程の編成に当たっては，生徒の特性，進路等に応じた適切な各教科・科目の履修ができるようにし，このため，多様な各教科・科目を設け生徒が自由に選択履修することのできるよう配慮する。

イ 職業教育における配慮事項

各学校においては，キャリア教育を推進するために，地域や学校の実態，生徒の特性，進路等を考慮し，地域や産業界等との連携を図り，産業現場等における長期間の実習を取り入れるなどの就業体験の機会を積極的に設けるよう配慮する。

職業教育を主とする専門学科においては，実験・実習に相当する授業時間を十分確保するよう配慮する。

定時制の課程においては，生徒の実態等を考慮し，実務等による職業科目の代替を行うことができる。

ウ ガイダンス機能の充実

生徒が適切な各教科・科目を選択し学校やホームルームでの生活によりよく適応するとともに，現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育成することができるよう，ガイダンスの機能の充実を図ること。

エ 学習の遅れがちな生徒の指導における配慮事項

学習の遅れがちな生徒などについては，各教科・科目等の選択，その内容の取扱いなどについて必要な配慮を行い，生徒の実態に応じ，例えば義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための指導を適宜取り入れるなど，指導内容や指導方法を工夫すること。

オ 障害のある生徒の指導における配慮事項

障害のある生徒などについては、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的・組織的に行うこと。

カ 学習及び指導の評価と改善

生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、生徒が自らの学習過程を振り返り新たな自分の目標や課題をもって学習を進めることができるように評価を行うこと。また、指導の過程や成果を評価し、指導の改善を行い学習意欲の向上に生かすようにすること。

キ 学校外における学修等の単位認定

各学校においては、生徒の実態等を考慮し、又は学校の特色づくりに資するため、(14)のカ～クに掲げるように学校外における学修等の単位の認定を行うことができる。ただし、その単位数の合計数は36を超えないものとする。

(12) 中高一貫教育

併設型中学校・高等学校における高等学校の教育課程については、基本的には、この教育課程編成要領が準用されるが、次のような教育課程の編成が可能である。

- ①中学校課程と高等学校課程の内容の一部入れ替え
- ②中学校課程の内容の一部の高等学校課程への移行
- ③高等学校課程の内容の一部の中学校課程への移行

また、併設型高等学校の普通科においては、学校設定教科・科目の修得単位数を、最大30単位まで卒業までに必要な修得単位数に含めることができる。

(13) 届出事項

次の表に掲げる措置をとる場合については、各学校長の裁量で行うことができるが、教育課程の提出時に京都市教育委員会教育長に届け出るものとする。

	区分	内容
ア	専門学科において、学習指導要領第1章第3款の2の(1)、但し書き後段の定めによる措置をとる場合	* 普通教科・科目による専門教科・科目の代替
イ	専門学科において、学習指導要領第1章第3款の2の(2)の定めによる措置をとる場合	* 専門教科・科目による必履修教科・科目の代替
ウ	学習指導要領第1章第6款の1の(3)の定めにより、単位の修得の認定を学期区分ごとに行う場合	* 単位修得の学期の区分ごとの認定

(14) 事前協議事項

次の表に掲げる措置をとる場合については、あらかじめ京都市教育委員会教育長と協議するものとする。

	区分	内容
ア	表 1 に掲げる各教科・科目のうち、必履修教科・科目の標準単位数の一部を減じる場合	
イ	表 2 の各教科・科目の標準単位数の欄に掲げる最低単位数を減じる場合	
ウ	学校設定教科・科目を新たに設置する場合	
エ	学科・類型・コース等を新設又は廃止する場合	
オ	全日制の課程において、週当たりの授業時数を 30 単位時間としない場合、又は、定時制の課程において修業年限を 3 年とするなどの理由により週当たりの授業時数を改める場合	
カ	職業に関する各教科・科目において、学習指導要領第 1 章第 5 款の 4 の定めによる措置をとる場合	* 就業体験の機会の確保 * 就業体験による実習の代替 * 定時制課程における実務等による職業科目履修の代替
キ	学校教育法施行規則第 97 条の定めによる措置をとる場合	* 学校間連携による単位認定
ク	学校教育法施行規則第 98 条の 1, 2, 3 の定めによる措置をとる場合	* 学校外における学修の単位認定 * 技能審査の成果の単位認定 * ボランティア活動等の単位認定
ケ	学校教育法施行規則第 100 条の 1 の定めによる措置をとる場合	* 高等学校卒業程度認定試験の合格科目に係る学修の単位認定
コ	前各項に定めるもののほか、教育長が特に必要と認める場合	

■表1 各学科に共通する各教科・科目及び総合的な学習の時間並びに標準単位数

教科等	科目	標準単位数	必履修科目	教科等	科目	標準単位数	必履修科目	
国語	国語総合	4	○2単位まで減可	保健	体育	7~8	○	
	国語表現	3			体育	保健	2	○
	現代文A	2		芸術	音楽Ⅰ	2	}	
	現代文B	4			音楽Ⅱ	2		
	古典A	2			音楽Ⅲ	2		
	古典B	4			美術Ⅰ	2		+
地理 歴史	世界史A	2	}		美術Ⅱ	2		}
	世界史B	4			美術Ⅲ	2		
	日本史A	2		工芸Ⅰ	2	}		
	日本史B	4		工芸Ⅱ	2			
	地理A	2		工芸Ⅲ	2			
	地理B	4		書道Ⅰ	2			
公民	現代社会	2	「現代社会」又は「倫理」・「政治・経済」	書道Ⅱ	2		}	
	倫理	2		書道Ⅲ	2			
	政治・経済	2		外国語	コミュニケーション英語基礎	2		○2単位まで減可
数学	数学Ⅰ	3	○2単位まで減可	コミュニケーション英語Ⅰ	3			
	数学Ⅱ	4		コミュニケーション英語Ⅱ	4			
	数学Ⅲ	5		コミュニケーション英語Ⅲ	4			
	数学A	2		英語表現Ⅰ	2			
	数学B	2		英語表現Ⅱ	4			
	数学活用	2		英語会話	2			
理科	科学と人間生活	2	}	家庭	家庭基礎	2	}	
	物理基礎	2			家庭総合	4		}
	物理	4			生活デザイン	4		
	化学基礎	2		情報	社会と情報	2	}	
	化学	4			情報の科学	2		
	生物基礎	2		総合的な学習の時間		3~6	○2単位まで減可	
	生物	4						
	地学基礎	2						
	地学	4						
	理科課題研究	1						

■表2 主として専門学科において開設される各教科・科目及び標準単位数

教科	科目	標準単位数	科目	標準単位数	
工業	工業技術基礎 ※	2～	建築構造	2～	
	課題研究 ※	2～	建築計画	2～	
	実習	2～	建築構造設計	2～	
	製図	2～	建築施工	2～	
	工業数理基礎	2～	建築法規	2～	
	情報技術基礎	2～	設備計画	2～	
	材料技術基礎	2～	空気調和設備	2～	
	生産システム技術	2～	衛生・防災設備	2～	
	工業技術英語	2～	測量	2～	
	工業管理技術	2～	土木基礎力学	2～	
	環境工学基礎	2～	土木構造設計	2～	
	機械工作	2～	土木施工	2～	
	機械設計	2～	社会基盤工学	2～	
	原動機	2～	工業化学	2～	
	電子機械	2～	化学工学	2～	
	電子機械応用	2～	地球環境化学	2～	
	自動車工学	2～	材料製造技術	2～	
	自動車整備	2～	工業材料	2～	
	電気基礎	2～	材料加工	2～	
	電気機器	2～	セラミック化学	2～	
	電力技術	2～	セラミック技術	2～	
	電子技術	2～	セラミック工業	2～	
	電子回路	2～	繊維製品	2～	
	電子計測制御	2～	繊維・染色技術	2～	
	通信技術	2～	染織デザイン	2～	
	電子情報技術	2～	インテリア計画	2～	
	プログラミング技術	2～	インテリア装備	2～	
	ハードウェア技術	2～	インテリアエレメント生産	2～	
	ソフトウェア技術	2～	デザイン技術	2～	
	コンピュータシステム技術	2～	デザイン材料	2～	
				デザイン史	2～
	商業	ビジネス基礎 ※	2～	簿記	2～
課題研究 ※		2～	財務会計Ⅰ	2～	
総合実践		2～	財務会計Ⅱ	2～	
ビジネス実務		2～	原価計算	2～	
マーケティング		2～	管理会計	2～	
商品開発		2～	情報処理	2～	
広告と販売促進		2～	ビジネス情報	2～	
ビジネス経済		2～	電子商取引	2～	
ビジネス経済応用		2～	プログラミング	2～	
経済活動と法		2～	ビジネス情報管理	2～	

教科	科目	標準単位数	科目	標準単位数	
家庭	生活産業基礎 ※	2～	ファッション造形	2～	
	課題研究 ※	2～	ファッションデザイン	2～	
	生活産業情報	2～	服飾手芸	2～	
	消費生活	2～	フードデザイン	2～	
	子どもの発達と保育	2～	食文化	2～	
	子ども文化	2～	調理	2～	
	生活と福祉	2～	栄養	2～	
	リビングデザイン	2～	食品	2～	
	服飾文化	2～	食品衛生	2～	
	ファッション造形基礎	2～	公衆衛生	2～	
情報	情報産業と社会 ※	2～	データベース	2～	
	課題研究 ※	2～	情報システム実習	2～	
	情報の表現と管理	2～	情報メディア	2～	
	情報と問題解決	2～	情報デザイン	2～	
	情報テクノロジー	2～	表現メディアの編集と表現	2～	
	アルゴリズムとプログラム	2～	情報コンテンツ実習	2～	
	ネットワークシステム	2～			
理数	理数数学Ⅰ ※	3～	理数物理	} ※3科目以上 4～	
	理数数学Ⅱ ※	4～	理数化学		
	理数数学特論	2～	理数生物		4～
			理数地学		4～
			課題研究 ※	2～	
音楽	音楽理論 ※内容の(1)(2)	2～	声楽	3～	
	音楽史 ※	2～	器楽 ※内容の(1)	3～	
	演奏研究 ※	2～	作曲	3～	
	ソルフェージュ ※	4～	鑑賞研究	2～	
美術	美術概論	2～	ビジュアルデザイン	2～	
	美術史 ※	2～	クラフトデザイン	2～	
	素描 ※	2～	情報メディアデザイン	2～	
	構成 ※	2～	映像表現	2～	
	絵画	2～	環境造形	2～	
	版画	2～	鑑賞研究	2～	
	彫刻	2～			
英語	総合英語 ※	3～	異文化理解 ※	2～	
	英語理解	2～	時事英語	2～	
	英語表現	2～			

※印は、該当の専門学科において、原則として、すべての生徒に履修させる科目

附 則

この編成要領は，平成 25 年 4 月 1 日から実施し，平成 25 年 4 月 1 日以降高等学校に入学した生徒に係る教育課程の編成，実施及び全課程の修了の認定から適用する。

[参考]

本編成要領が適用されるまでの間における移行措置

1 平成 22 年度からの移行措置

- (1) 平成 22 年度から本編成要領が適用されるまでの間の教育課程の編成・実施に当たっては、本編成要領「1 京都市立高等学校としての基本方針」、「2 教育課程の内容に関する重点的事項」、及び「3 教育課程の編成について」の「(11) 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項」の規定を踏まえ、その趣旨の実現を図ること。
- (2) 総合的な学習の時間については、本編成要領「3 教育課程の編成について」の「(5) 総合的な学習の時間」の規定によること。

2 平成 24 年度以降に入学した生徒に係る教育課程に関する移行措置

- (1) 数学及び理科に属する科目並びにその標準単位数については、京都市立高等学校教育課程編成要領（平成 13 年 7 月）表 1 数学及び理科の欄の規定にかかわらず、本編成要領表 1 数学及び理科の欄の規定によること。
- (2) 理数に属する科目については、本編成要領表 2 理数の欄の規定によること。